

午前10時01分

○委員長(齊藤 明男) おはようございます。

開会前ですが、能登谷委員が所用のため欠席いたしますので、お知らせいたします。

午前10時01分開議

○委員長(齊藤 明男) ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の確認ですが、ただいまお座りいただいている席を今後の委員席として確認させていただきます。

議題の確認ですが、配付の議題のとおり進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1 付託事件審査

○委員長(齊藤 明男) それでは、1の付託事件審査ですが、提出者の説明については省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案6件を一括議題といたします。

御質疑ありませんか。浜野委員。

○浜野 幸子委員 おはようございます。

今回、函館アリーナの整備事業費の補正がついていますが、何点かちょっとお聞きしたいと思います。

補正の内容ですが、まずどうなっているか教えてください。

○教育委員会生涯学習部参事3級(池田 敏春) ただいま、今回の補正予算の内容につきまして御質問いただきました。

函館アリーナにかかわりまして、補正予算の内容でございますけれども、まずは函館アリーナ新築工事でございます。これは本体工事といたしまして、平成25年10月からの工事、25年から27年の3カ年の継続費を設定した中で、予算額は総額で65億6,010万円でございます。続きまして、関連工事といたしまして、元湯川公園施設撤去工事でございます。こちらのほうにつきましては、アリーナの工事敷地内でございます近隣公園、湯川公園がございますけれども、そちらを撤去する。あるいは樹木を移植するといったものの経費でございます。工期は25年8月から9月を予定しております。予算額につきましては、7,130万円でございます。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** 内容についてはここにも記載してますからわかりますけれども、このアリーナの総事業費、一体これ、どれくらいを、これ上に書いている7億5,510万円。これが総事業費か。全体の総事業費についてちょっと教えてほしい。総事業費です。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春）** 総事業費についてのお尋ねでございます。

総事業費につきましては、先ほど申し上げました本体工事の65億円、さらに今後精査する部分がございますけれども、実施設計も今、実施中でございますが、そうした中で、現時点では精査中の部分がございます、はっきりしたことは言えないんですけども、トータルで70億円を若干超える程度というふうに考えております。

以上でございます。

○**浜野 幸子議員** 基本設計で議会に示された金額より、報道なんかを見ますと、幾ら幾らって書いてますが、幾ら多くなっているか。また、随分ふえているような気がしますが、その内訳とか、その理由を教えてください。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 浜野委員から、基本計画で議会に示された金額より幾ら多くなっているのか、また、その理由等についてのお尋ねでございます。

基本計画の際は総事業費63億円ということでお示しておりました。今回の補正予算で要求した新築工事費のほかに、解体分とそれから環境整備費、それから初度調弁があることなどから、総事業費については、現時点でははっきり申し上げることは、なかなか申し上げづらいんですけども、トータルでは70億円を若干超える程度というふうに考えております。

ふえた理由につきましてはですけども、事業費がふえた要素をいたしましては、国の公共工事設計労務単価が平成24年度から平成25年度、年度の変わり目で全国的に15.1%、全道的には17.5%引き上げられたこと、それから資材などの単価アップ、これが上昇したことが最大の要因、要素であること。それから利用者団体からの要望事項。基本設計の時点である程度整理したんですけども、実施設計に積み残した部分も若干ございました。その辺の部分で一定程度整備費が増加した。さらには、類似施設の規模や工事費などから概算額を設定する基本設計の段階から、詳細図面を作成した上で多面的な検討等を加える実施設計の段階へ移行したことで、一定程度費用が増加したことが上げられます。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** 基本設計は63億円で、あといろんな意味で、年度を越した、そういうことで単価も上がった、それと使用者からの要望でいろいろとつけ加えて基本設計の設計内容も変わったからふえたということですが、こういう考えがどうかなって。私は単価が上がることは、時代の流れでありますから、やむを得ないんですけども、利用者がいろいろと自分の思いを込めて、あれもしれ、これもしれって、設計をふやしていくのが、それに沿って予算をふやすというのは、どうかなと私は思うんですよ。人件費の場合はやむを得ないと思うんです。この資材についても、3.11のときのいわゆる災害があって、材料が高値になった、であれば、その辺についても、もう少し初めから考えて設計の額を決めていくべきではなかったのかなと思ったりもするんです。何か、基本設計だったのか、またこの基本設計の段階で、なぜこういうのが、いわゆる使用者からの要望とかを聞いて、初めからそういう基本設計の段階で入れなかったのか、その辺はどうなんでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** どうして基本設計の段階でわからなかったのかということでのお尋ねでございます。

基本設計案を公表した段階で、利用者団体などから多彩な要望が寄せられました。それを案の段階から基本設計へ反映させていく上で、例えば交通対策など、警察や道路管理者との協議が必要なものでありまして、結果的に実施設計の段階まで詳細を煮詰めた上で盛り込んだ整備事項などもありまして、そうしたことが増加要素となっております。つまりは、基本設計案から基本設計に移行した、それからさらに実施設計へと移行するんですけども、63億円という数字は基本設計までの段階で何とかそれでおさまるだろうというふうに考えていた部分が、実施設計、実施段階というところで移行したときに、いろいろ見えない部分、わからない部分、それから案の段階で要望事項が取り入れきれなかった部分とかがありまして、ふえたということでございます。

また、アリーナにつきましては、地震の揺れを吸収する制震構造という構造を取り入れております。それは実施設計、実施段階で法令、建築基準法になりますけれども、法令で定められた応力解析、単位面積当たりの圧力、これの解析、それから風洞実験と言ってますけれども、実際の模型をつかって風を当てたり揺れを加えたりして、どこにどういう圧力がかかるかというような風洞実験というものを行いまして、その結果、一部の部分に強い力が働くので、もう少し強度を高めなければならないとかというようなことがわかりまして、その辺で鉄骨量、コンクリート量の増加、強度の見直しが必要になったということも増加要素の一つでございます。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** 基本設計の段階で63億円。当初これで出来ると思った見込み。あくまでも基本の設計ですから。であれば、事業費が相当額、今回ふえてることになってますけれども、これは変更しないで、もっと工夫した設計にできないのかっていう気持ちがあるんですけど、その辺はどうでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** いろいろ工夫ができなかったのかというお尋ねでございます。

そこは、設計部局であります。設計をお願いしている都市建設部と私ども発注部局というか、注文部局というか、うちの、教育委員会所管の建物ですので、そこら辺は、いろいろ協議をしてきたものでございます。そういう中で、いろいろ工夫してもらえらる範囲の部分については、工夫してもらったつもりですけども、また落とせる部分というんですか、仮設のやり方を少し見直してもらうだとかという部分で、なるべく事業費の圧縮には努めてきたところでございます。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** よく、業者はこういう話をします。教育委員会が、いわゆる発注というか、そういう形の工事は、どっちかっていうと、単価が安くて、かなり施工するには厳しいものがある。そういう中で、先日も設計について質問しましたが、やはりこの設計業者の考えも、どっかしっかりとした形を教育委員会として、そして都市建設部とお互いにチェックし合わなければ、いつも教育委員会発注の工事は、業者にとって厳しい。その中で、私はこれ増額になったのかなっていう気持ちも一時は持っておりました。これはこれでいいです。

当初、事業費は合併特例債のみを財源として示しておりましたが、今回、国とか北海道の補助金も入っているようです。これどうなんでしょうか、教えてください。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春）** ただいま合併特例債に加えて国や道の補助金についてのお尋ねがございました。

基本計画でお示ししておりました、平成23年9月の時点なんですけれども、財源として明らかにしてきましたのは合併特例債だけでしたが、その後、国、それから道の機関とも十分に協議を深める中で、交付金の活用が可能であるというような見解が示されたこともございまして、改めて財源と見込んだ経過がございます。

内訳といたしましては、国の交付金ですけれども、具体的な名称が学校施設環境改善交付金というものでございます。平成25年度の見込額は7,394万8,000円、これは予算計上と同額でございます。それから北海道の交付金につきましては、地域づくり総合交付金でございます。こちらは平成25年度1千万円を見込んでおります。ちなみにこれらの補助金、交付金なんですけれども、3カ年トータルで約5億円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** じゃあ、どうして最初から国や北海道の財源を含めた予算をつくらなかったんでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 財源を当初から見込むべきではなかったのかというお尋ねでございます。

基本計画を示した平成23年9月の時点におきましては、財源として明らかなものということでは合併特例債しかございませんでした。その後、教育委員会として市の負担が最小限になるよう努力し、国や北海道の交付金の採択要件、採択条件、こういったものを精査しまして、関係部局とも確認、協議を深める中で、交付金の活用が可能であるという見解が示されました。で、改めて財源として見込んだものでございます。一定程度、我々も財源確保に努力したということで御理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** 終わりですけど、実質的に市が負担するのは、どの程度で、どれくらい増額になっているのでしょうか。その金額と財政収支の見込みと過度な負担増になっているかどうかも含めて教えてください。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 基本計画をお示ししました平成23年9月時点におきまして、実質の市の負担額、これは市の単費のほかに、交付税の戻り分というんですか、交付税措置される分を除いた市の負担額も含めて約21億円というふうにお示ししました。今時点で総事業費が確定していないことから、具体的な数字をお示しして説明するというのはなかなか厳しいものがありますけれども、現在、先ほどから申し上げてます国、道の交付金のめどが立っておりますし、内内定みたいなものももらっておりますので、そういった部分も含めると、実質的な市の負担額は当初に計画した21億円程度ということになる見込みでございます。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** よく、何か、言ってる意味は理解できましたけど、こんなにお金をかけて、これを整備しなければならないのかなっていう、ちょっと疑問というか、希望と疑問を持ちながら、複雑な気持ち

ちで今回、この補正予算の内容を今確認しました。

ありがとうございます。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 今の浜野委員の質問にちょっと答弁漏れというか、不十分な部分がありました。

財政収支の見込み上、過度な負担増になっているのではないかという御質問もございました。その部分については、当初見込んでいる市の実質負担分21億円は変わらないものとなっておりますし、そういう中で財政収支見込みにも登録したところがございますので、そういう部分では過度な負担増というふうにはなっていないものというふうに考えております。

以上でございます。

○**浜野 幸子委員** もう終わったんですけど。私は、過度の負担増だと思って質問を終わります。

○**委員長（斉藤 明男）** 終わるんですか。

○**浜野 幸子委員** はい、終わります。

○**委員長（斉藤 明男）** ほかに。阿部委員。

○**阿部 善一委員** ただいまの浜野委員のに関連しますけれども、先ほど政田部長の答弁の一部の中にあつたように、風洞実験をしたら強度不足が見られたと。それで設計変更を余儀なくされたということでもありますけれども、それをもう少し具体的に説明していただけますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** この風洞実験の部分でございますけれども、まず建築基準法の第20条の規定におきまして、この制震構造を採用した場合には、時系列的に、要はそういう模型をつくって圧力をかけて、その変化がどうなるかという実験を行って、そして個別に大臣認定を取るということに法律では定められております。そのため、設計業者において、そういう模型をつくって風を当てたりとか、それから一定程度、ここは防災の部分にもなっておりますので、一定程度の耐震度、それから対風圧に対しても規定以上の風圧が求められると、風圧に耐えるものが求められるということで、実験を行いまして、そういう中で柱の一部にということですか、強度不足が認められたということで、その部分、強度の見直しという部分、それから柱を少し太くするか、ガラスの強度を強くするか、そういった部分が求められたというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** そうすると、その部分というのは、この金額でいうと幾らになるんですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 約3億円ぐらいになるものというふうに考えております。

○**阿部 善一委員** だからね、そもそもね、この設計コンペをやるときに、函館市が選ぶ基準としてどういうことを提示をし、コンペ参加者に、そして選ぶ委員の方々には、何をどういう前提条件で、コンペを実施したのかと。コンペそのものが、私は問題視しなければならないと思うんですよ。当初から設計コンペに参加した業者は、当然、その建築基準法の第20条なんて当たり前の話で、わかっているわけで、当然そこは、その検査も、自分たちも確信を持って、63億円に耐え得るということで参加をしたわけでしょう、当然。その前提がなければ、ただのデザイン性だけで参加したということになってしまう。今になって3億円もね、その部分でふやさなきゃならないというのは、じゃあその設計から落ちたほかのコンペ参加者にどうやって説明するんだろうと。あるいはあと市民の皆さんに、その設計、不足だった

から、これ直さなきゃならないから3億円も追加しなければならないと。これは設計コンペそのものの、そもそも論に、私は戻って議論しなければならないんじゃないのかなど。その分について函館市はどう思ってるんだろうか。どういう見解を持っているんでしょうか、教育長。

○委員長(齊藤 明男) ちょっといいですか。大分暑くなりましたので、皆さん、それから理事者の方々も上着を脱いでも構わないですから。

○阿部 善一委員 いや、私は暑くなってないよ。

○委員長(齊藤 明男) そうですか。

○教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫) そもそも、丸い形、こういう形を選んだこと、デザイン性を優先して決めたことに問題があるんでないかと。コンペのあり方とか、そういった部分に問題があるのではないのかという御質問でございます。

○阿部 善一委員 いや、違う違う違う。問題の捉え方が違うみたい。設計コンペのあり方そのものなんです。どういう条件を出して、そして、業者に対してどういう条件を提示をし、そして選ぶ側、今度は。函館市を代表する5人か6人でしたか。選ぶ方々にはどういうことをレクチャーをして選んでもらったのかと、そこまでこの問題というのは波及すると思っているんですよ。だって、基準法上、設計不足だっていうんだから、確認した段階で。出してくるものはそれを全部クリアをして、建築基準法も何法も全部クリアをして、これは大丈夫ですというものを設計コンペに出さなきゃならないんでないの。それ当たり前のことではないのかということをお願いなんです。しかし今言った部分、設計不足があったから、3億円も、さらに設計変更しなきゃならないと。その部分、今まで全然市長も何も一言も言ってきてないでしょ。今まで記者会見の中でも、7億円くらい膨らむと言っているけども、その部分一体を隠してきてるんですよ。それは皆さんが世間に公表しづらかったから隠してきたんじゃないの、違うの。

○教育長(山本 真也) そもそもというか、アリーナのプロポーザルを実施するに当たって、さまざまな要件というのを参加者にもお伝えをする必要がありましたし、何よりもアリーナを建築していくという考え方を教育委員会としてもまとめていく必要があって、プロポーザルを実施する前には、基本的な考え方を整理した基本計画を市として定めております。その中の考え方として、コンベンション機能を有すること。そして、スポーツ機能だけではなくて、コンベンション機能も有する。そしてそういったいろんなニーズに応えられる施設にするというのが、大きな柱でありました。その中には、その時点で、総事業費を63億円という数字もうたいながら、その基本計画そのものを、いわばプロポーザルの要件というか、参加要件にしているわけです。その基本計画に基づいたプランを皆さんに提示をいただいたということなんですけれども、その中で審査の段階でもいろんな意見がありました。10者の参加をいただいて、公開のプレゼンテーションも行っていただきながら、審査を行ってきたと。確かに審査員にも、お願いした方の中にもコンベンションを専門とする方もいらっしゃいますし、全部で5名の選考委員会でありましたけれども、スポーツ関係者、コンベンション関係者、そして建築関係者というような形で議論をしながら、選考をしていったわけなんですけれども、その際、やはりコンベンション機能を併せ持つということに一つのポイントが置かれているのもありましたし、そしてそういったものを誘致するのに、極めて特徴のあるデザインを当選案は持っていましたので、そういったものが選考されてきたというもの

もあります。そして楕円形という形状は、やはり四方から死角を多く持たない形状になっておりますので、そういった使い勝手あるいはコンベンション機能を誘致する上での特徴性みたいなことをあわせ持っているということで、選考になってきたものと理解をしています。ただ63億円という事業費については、あらかじめお示しをしている数字でありましたので、それは実際、最後まで、私どもも、こういった事業費が大幅にふえるということは想定もしていなかったし、ある意味では人件費の上昇、労務単価の上昇というのは、ある意味では、その当時予測できることではなかったもので、そういうことも含めて、やむを得ない事情もあったということでもあります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 どうも質問と答弁がかみ合わないんだけど、労務単価とか資材の単価というのは、これは外的要因だから、これはやむを得ないですよ。これは誰がいいとか、悪いとかいう話ではない。私が言っているのはそういうことではないと。設計コンペを当てるに当たって、63億円という額を提示をし、そしてその今教育長が言うように、コンベンション機能を持つからそれなりのデザイン性も要求したと。それで、参加するほうは当然専門家ですから、こういう建物の実績もあるんだというもとのコンペに、どっかほかのところにつくった、設計したんでしょ。実績もあるんだということは、当然そこでは強度設計も十分されていると。したがって、今、さっき言った建築基準法の第20条にも十分耐えるということで、自信と確信を持って出してきたわけでしょって言うてるの。だから、その中で皆さん選んだんでしょ、選ぶ方は。それを今になってから、風洞実験をしたら、強度不足だったと、それで設計変更をしなければならないと。そうするとこのコンペそのものがなんだったんだと、またコンペから外れた方々に対してどう説明するんだと。それともう一つは、今までこの7億円大体何ぼの予算が超過すると。それは資材とか人件費の高騰等々という説明しかしてきてないでしょ。市長の新聞発表でも、マスコミでも。設計変更という言葉を一言も使ってないでしょ。それはフェアではないんじゃないの、やり方としては。これ、じゃあ、設計変更、まづコンペに落ちた方々には、どうやって説明するんですか。あるいは市民の皆さんにはこの設計変更部分、これどうやって説明するんですか。そういうことを聞いているの。資材が上がった、人件費が上がったと、それは外的要因だから、それは別にどうのこうのっていう話ではないんです。それは当然上がればその分付加しなければならない。これは説得性、誰も異論は挟むことはない、ということなんですよ。

○教育長（山本 真也） 確かに、労務単価の上昇とか、そういった部分については、不可避的なところがありますが、構造計算ですけれども、構造計算については、プロポーザルの実施段階でも、詳細な、各者そうではありますが、詳細な構造計算がなされた上で提案がなされてるということではありません。むしろその各者における経験値的なところがあって、この中でおさめられるというふうな理解のもとで行われる。実際に建物の内容が固まって、設計図をある程度組み立てた時点で構造計算というのが始まってきますから、そういった中で、風洞実験についても実施設計段階において行われてきたと。その結果、見通しが甘かったのではないかといわれる部分はあるというふうに思いますけれども、そういった構造計算によって、耐えられる構造をつくっていくということも必要でありましたので、その部分については、できるだけ圧縮をしながらも、上昇分が出てしまったということでもあります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 教育長、そんな答弁で世間は納得しますか。世間。納得するの。それはただの言い訳を言ってるだけにすぎないんじゃないですか。相手は実績もある、経験もある、もちろん強度計算。そんなこと言うんならね、たとえ幾らでも予算ね、それを採用した、例えばどっか市町村どこでもいいんだけど、幾らでもそれ追加予算しなければならないんですか、それをつくるとしたら。あなたが言う話であれば。当然そうだろう。これは、追加分というのは設計者に負担を求めることはできないんですか、その分は。

○教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫） その部分につきましては、アップ部分というか、確かに阿部委員おっしゃる部分も理解はできますが、あくまでも基本設計段階での数字で、教育長も申し上げておりましたけれども、やはり詳細設計をする中で、どうしてもわからない部分というのは出てくるのは、やむを得ないというふうには聞いておりますし、業者の責任という部分でいけば、どうしても実際に模型をつくって、風洞実験を行っていきって段階は、実施設計になってからの段階ですから、基本設計時点では、業者の責任ということにはならないものというふうには考えております。

○阿部 善一委員 大きな建物で、また特殊な建物ですから、当然、実施の段階で、設計変更というのは、それはあり得る話でしょ、当然。そのまま100%でいくっていうのは、考えられない。だけど、私が問うてるのは、基本的な部分ですよ。その強度計算の部分ですよ、強度の部分言っているんだよ、強度。最も根幹の部分じゃないですか。例えば掘っていたら、工事していたら、いろんな物が出てきたとか、あるいは防災の関係で、例えば床を上げるとか、下げるとか、そういう設計変更はあり得る話なの、それは。だけれども、強度そのもの、骨組みの鉄骨をふやしたり、あるいはコンクリートの、今言ったように、量をふやすっていうのは、基本の部分なんだよ。3億円っていったらすごい金なんだよ、これ。3億円の分の補強といたら。それを教育長みたいなそんな気楽な答弁をされたら困るんだよ。納得しないんだよ、世間は。これどうやって市民に説明するの。これきちんと説明しなきゃならないんじゃないの。世間、納得しますか、市民。あるいはまたコンペに参加した人、それだったら何も我々別なものを幾らでもつくれたよと。幾らでも63億円というふうに与えられた中で、どういうものをつくるかそれぞれみんなコンペに参加したわけだから、で、やってみたら、採用したら、強度不足が出たんで追加予算をしますと。これだったらね、参加した人、ほかの業者もたまつたもんじゃないよ。何だって函館市は随分いい加減なとこだなと、思われるの当たり前だと思わないかい、一般感覚として。私は一般感覚でそういうふうにつまえられると思うけど。あと市はこれどうやって説明するかですよ。教育長みたいな気楽な答弁なら、それなら誰もね、反感食うだけだ。当然設計変更なんかあり得るんだって。そりゃ、設計変更はあり得るんだ、大きなものは、必ず。だけど根幹の部分だと言ってるの。強度の部分。壁の色を変えとか、少し出っ張ったものを直すとか、引っ張るとか、それは一部設計変更だけれども、それはそれとして、別に大して目くじらを立てる話じゃない。これは、そもそものコンペそのものの本当によかったのかと。あるいはこれから先、いろんなものをコンペでやるとすれば、今の方式がいいのかどうかということまで言及した議論をしなきゃならないんじゃないんですか。その辺、皆さんどんな見解持っていますか、コンペのあり方として。

○教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫） 確かに、コンペのあり方という部分で詳細な条件をきっちりと提示した上で、コンペに参加していただく方にそういう条件をきっちりと理解した上でコンペを進める

べきものというのは十分わかります。ただ、今回の場所的な部分でいきますと、地質調査をした結果が、大体地質調査の結果というのは、今回、その辺の周辺道路を整備したときとか、あと、以前、市民会館、市民体育館を整備をしたときとかっていう部分で、一定程度、地質の状況というのはデータは持ち合わせたものでございますけれども、この建てる部分の地質調査を詳細にやったところが、それこそ想定以上に地質の状況がよくなかったということも判明したところでございます。それに伴って当然、強度的にももっと必要なものが生じてきたということでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 それはまた新たな問題が出てきたね。それ、また新たな問題で、寝た子を起こすようなことをまた。それだったら本当に、コンペね、おかしいわ。おかしいコンペだったんだよ。だって、地質調査だって、あらかじめ資料出して、そしてその上で設計する人たちは、当然杭を何メートル打たなきゃならない、何十本打たなきゃならない、それ全部計算をして、そして総工費が63億円というふうに提示したんでしょ。それに忠実に守ったところと、結果的に守らなかったところが採用されたということになってしまったんでしょ、今。それが、きちんと行われた、コンペそのものがよかったのかどうかと、改めてこれ本当に問わなきゃならない問題だと思っているんですよ。じゃあ、函館市の役目というのは、時間もあれだけど、それはコンペを実施するに当たって、地質だとか何とかというのは、どこまで提供する、しなきゃならない責任があるの。その63億円という金額を出したときに、その地質はこういう地質ですと。当然設計者は杭を何本、何メートルまで打たなきゃならないと。どういう構造であればどうと、当然わかるわけだよね。そうするとコンペをやるときに、今言う地質はどうでどうだという資料をどこまで提示したんですか。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 今、コンペに当たりましての事前の資料ということでございますけれども、地質の関係の資料につきましては、市民会館を建てたときのデータ、まず一つと、それから周辺施設のデータもいただきながら、コンペの際には提出をしております。ただ、一方で、それだけではサンプル的にちょっと足りないということもございましたので、昨年3月から6月末まで、今ごろまでの段階で地質調査を実施したり、あるいは、さらに足りなくて、追加でことし1月に入ってから何本か調査をして、最終のデータを確定させてます。確認いたしますと、コンペの段階では市民会館のときのデータ、それと周辺のデータで、やはりデータの的に足りない。確実にするために去年の3月から6月末までに追加でボーリングと、さらにことし1月にもう少しサンプルをとったと。そういうような流れでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 そうすると、それはその3億円の中では、また別な、金額的には。さっき、その本体部分の設計変更の、強度を補強するための3億円、それとはまた別な予算だね。それは金額幾らなの。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） ボーリングのデータにつきましては、別に委託を組んでやっておりますので。金額は、ボーリング自体については、調査費は入っておりません。

○阿部 善一委員 入ってないんでしょ。だから、それは幾らですかって聞いている。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） ボーリングの調査費については、地質調査費は1千万円弱です。

○阿部 善一委員 1千万円弱。

○教育委員会生涯学習部参事3級(池田 敏春) はい。

○阿部 善一委員 これ、だけでも、さっきから何回も質問してるんだけど、まともな答弁が返ってこないんだけど、これはどう皆さん、その説明をするつもりなんですか、市民の皆さんに。私は説明しなきゃならないんじゃないのかなと思うんだけど。だって、今まで7億円ぐらいオーバーすると。その大半は、確かに大半は、5億円が人件費だとか資材の高騰分だとかという意味では、大半はその7億円に対する5億円だから大半ということになるかもしれない。言葉的にはなるかもしれない。それで世間の皆さんは、ああ、そうかと、じゃあ仕方ないなと思ってる。だけど、設計変更、その強度部分の補強については、足りなかったから3億円を新たに追加しなければならないということも、私はきちんとそれを説明すべきだと思うけど。必要ないんですか。議会で、理事者だけと議会のやり取りだけで結構なんですか。

○教育委員会生涯学習部長(政田 郁夫) 対外的に、私ども、市民の代表である委員の皆様にお話しているっていう部分もあります、のほかに、市民にきちんと説明すべきでないのかっていうような部分でございます。説明する方法として、どういったものがあるのかな。例えば新聞報道とか、いろいろあるのかなと思います。市政はこだてだとか、インターネットで公開するだとかっていうような部分はあります。確かに、いろいろ今、例えば設計費で当初見込んでいたよりは少し圧縮して、現実的には、先ほどから阿部委員おっしゃってるような、63億円に対して7億円ちょっとくらい増える見込みになるように、いろいろ努力している部分もあります。だから、工事の設計変更っておっしゃってましたけども、その設計の見直しで3億円増えた部分については、極力、今圧縮してる部分もあります。現に圧縮してきた部分もあります。いろいろ私どもなりに努力している部分もあります。何とか市民の皆様には説明できるようにしていきたいとは思ってます。

以上です。

○阿部 善一委員 まあ、とにかく覆水盆に返らずで、そしてまた、ここまで来た話ですから、これもうね、私は浜野委員のようにもうやめろと言うつもりはありませんけれどもね、これ私は大変な問題だと思っている。設計コンペそのもののあり方、これはもちろん問われなければならないと思っているんですよ。これは教育委員会だけでなく、市全体として、設計コンペを本当に今までのように、こういう問題が起きたときに、これを次の段階にどう生かしていくかということの改善策を含めた将来的な設計コンペのあり方というものを見直さなきゃならないということだよ。それはぜひやっていただきたい。

それから、もう一つ。いろいろタクシーだとか、バスだとか、利用者の要望に応じて設計変更した部分もあると言うけど、その図面というのは委員会には出していますか。当初計画のやつは出てたんですが、あれが変更された、それ以降変更されたものがそういうふうになっているのかどうか、それをちょっと確認したいんだけど。

○教育委員会生涯学習部参事3級(池田 敏春) ただいま交通対策の関係で、タクシー、バス、具体的にはございましたが、委員会に公表したのは昨年6月の段階で基本設計の案を公表して、それから8月に基本設計をまとめて配付をしております。その際、その図面の中には、まずバスにつきましては、バ

ス自体は敷地の中を通すということまで書いてましたけども、それについてバス協会と打ち合わせをした段階で、要は通るだけじゃなくて一時的に止めたいというような要望でございました。そういったことを含めて路盤を改良して、バスが通るとふつうは地盤を強化しないと大変なことになりますので、そういったものであるとか、あるいは入口の関係、きちんと、今の渡辺病院側の道路ですけれども、一車線、一車線しかないものですから、非常に狭くなっていると。それを広げましょうというところまでは基本設計の中で書いてましたけれども、具体的な形であるとか、あるいはどこまで直すんだとか、そういったことも実施設計の中で詰めて、道路管理者とも詰めながらやってきたと。あるいは、もう一方でタクシーの関係ですけれども、タクシーについては差しかけになってました。基本的には基本設計の中ではできないというような判断をしてたんですけれども、その後、タクシー協会さんからも御要望をいただく中で、交通問題全体を考える上では、やはりタクシーの一定程度のプールが必要になってくるだろうということで、打ち合わせをした結果、図面が新たにできております。それは、実施設計の段階で直したもので、議会のほうには提示はまだしておりません。

以上でございます。

- 阿部 善一委員 それでは、委員長、その新たに最新の図面、それを委員会資料として委員会として要求してほしいなと思うんですが。
- 委員長（齊藤 明男） はい。教育委員会、すぐ出せますか。
- 教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 平面図でいうことでよろしければ、今の段階で最新でございますので、用意できます。
- 委員長（齊藤 明男） 今の阿部委員から資料要求ありました最新の図面について、皆さん、要求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（齊藤 明男） それでは、今すぐ出せるんですか。ちょっと時間やりますので、後で。
- 阿部 善一委員 それをちょっと保留して、別な問題、一点だけやります。函館市国際水産・海洋総合研究センター条例の骨子ですが、その入居者の、3ページですね、3ページからずっと、この4ページ、5ページにかけて、センターに入居する団体、するためには、使用資格審査委員会というのがあって、そこにはいろいろとこう書かれていますかね。5つまで書かれて、5項目。次に、この使用の不許可というのが、これは市長の権限になって、さらに5ページの第15条ですか、使用の許可の取り消しなどになっていますが、これ審査委員会は、そうすると入居する研究者、団体のみだけを決めて、それが実際に入居してみて、やって、いろいろ問題があったということで、その使用許可の取り消しも、この決めた審査委員会にかからないんですか。いきなり市長が使用許可の取り消しの判断をしちゃうんですか。この書き方を見ると、そういう書き方になってるんだけど、なぜこういう書き方、こういう条例のつくり方にしたのか、その辺をちょっと聞きたい。
- 企画部参事3級（本吉 勲） 使用資格審査委員会のほうには、入居に対して、使用に対しての許可について、市の部分で、入居要件という部分については市で判断する部分があるんですが、その研究の内容、もしくはその実効性とかにつきまして諮っていくものになります。そして、実際この条例につきまして、取り消しの部分等につきましても、そういう部分にかかる部分には委員会のほうに諮って、内容

の部分で審議をいただき、市のほうへ意見をいただくような形になると考えております。

○阿部 善一委員 それは、条例の何条にそのことが要件として書いてます。今、答弁された部分について。

○企画部長（谷口 諭） 第7条に使用の許可が、3ページですけど、あるんですが、最終的に入居者を決定、使用っていうのは市長が判断することになるんですけども、市長がその前段でその条例で設置します使用資格審査委員会に諮問し、意見を聞くと。許可を使用とするときは、ということですけども。それが、委員おっしゃった使用の許可の取り消しとか、例えば目的外のことに使うとか、何かそれが甚だしい場合とかは、私ども、最終的には市長がそれを不許可とかするということになるんですけども、許可の場合と同じように資格審査委員会の意見は聞いてから判断するということになります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 だから、それ条文でいうと、その項目、文言はどこにあるの。

○企画部長（谷口 諭） 私の説明がちょっと不十分なところがありましたけれども、まず市長は、第7条、使用の許可をするということになりまして、その入居者を決める際には、資格審査委員会のほうに諮問して、そのセンターの目的を果たす、きちんとした目的をやって活動するかということ専門の意見から聞いて許可をするということです。今、委員おっしゃいました、確かにその使用の許可の取り消し、例えば許可の条件に明らかに違反しているとか、違うことをやっているとか、そういうものは、明らかな場合は、済みません、私言いましたけども、市長のほうで判断をして、それは不許可とするということでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 その、誰が見ても公序良俗に違反するとかね、いう場合は、それはもう必要ないと、それは市長が、それはもうだめだと、それは審査委員会に諮るまでもないなと思っている。けども、その審査委員会で入居者の資格を決めるときに、あらかじめ、このセンターはこういう施設ですと、こういう研究でこういうふうな社会に還元していただきたいと、そういうための研究をしてくださいということになってるわけだよね。ところが、長年ずっとやっていくと。ところが、さっぱりその成果が見えないとか、何を言っているかわからないとかいう場合も当然あり得るというふうな想定をして考えなきゃならないと私は思っています。そのときに、それはもう、あなたの研究機関はずっとやってるけれども、さっぱり我々が求めているような研究成果もないし、あるいは論文も発表されてない、社会的にフィードバックもされてないと、成果が。ということには、もう出ていってくださいと。別な機関がまだありますからというようなことだっただけ起こりうると思ってるんですよ。ですから、そのときに、その場合にも私はそういうあらかじめ資格審査委員会、ここにかけると。そういう場合には。そして、それが本当に研究機関として正しいかどうかということの判断をしてもらおうということも必要ではないのかなと。そういう文言も、この条例の中には入れるべきだというふうには私は思うんですが。

○企画部長（谷口 諭） 第7条の使用の許可の中で、その第3項なんですけども、一応、基本的には使用の許可は、資格審査委員会の審査を経てからなんですけど、5年間を基本にしておりまして、その間、いろいろ活動されるわけなんですけども、今、委員おっしゃいました活動の成果とか、そういうものについては、5年を基本に、また更新という際には当然その委員会の意見も伺って判断をするということにな

ります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 それ、例えば5年ごとにローリングをして、審査をして、その場合、じゃあ審査委員会に諮りますと。でも、ふつうは、こう見ていくと、自動的に更新されるんじゃないの。よっぽど何かがあれば。という部分は今までの世の常じゃないの。だから、それであれば5年ごとに資格審査委員会、ここに諮って、そして、その成果を見極めて、更新するかどうかというのは市長が決めると、判断をするという文言はきちんと明確にすべきだと思っている。これ、ちょっと曖昧だ。思っていることと、その文章的な中身はちょっと違う、曖昧に私は捉えるんだけど。

○企画部長（谷口 諭） 繰り返しになりますが、第7条の第3項ですけれども、研究室の使用する許可する期間は5年を超えないものと。ですから、時限で5年間、使用はしてもいいですよという許可を出します。ですから、それが切れる際には当然新たな許可が必要になりますので、今言いました、その審査委員会のほうに諮問をして、意見を伺って、市長が判断するということになります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 だから、それがその諮問委員会に諮るっていうのを書いているかいつていうの。諮問委員会に諮るって書いてるの。同じ扱いになるっていうこと。新規扱いという形になるということなの。

○企画部長（谷口 諭） 時限で許可をして、また新たにきちんと審査をします。

○阿部 善一委員 わかった。じゃあ確認します。一応5年のめどとして、その場合に新たに審査をして、それがその団体がセンターに適格かどうかというのは改めて判断しますよと。こういうことで確認していいですね。

○企画部長（谷口 諭） はい。条例に書いておりますように、そのとおりにしていきたいと思えます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 ぜひそうしてほしいなというふうに思いますね。実は私、過日、近畿大学のマグロの養殖をしているところに行ってきました、いろいろと施設を見て、所長さんにいろいろお話を聞いて、びっくりしたのは、さすが関西人だなと思ったのは、あそこは近畿大学の研究、附属施設であるけれども、本学から一円たりとも資金的な援助はもらってないということがありまして、自分たちでその養殖したものを販売をし、そしてそれで得た利益で研究費に回したり、あるいは人件費に回したりしてやってるんですね。きちんとそれで経営は成り立っている。そして、地元の人を大体200人くらい雇用してる。で、そこの所長が言うのには、言うのにはですよ、土日休んだり、正月休んでる人は本当の研究にならないんだと。やっぱり商売にいかにか結びつけるような研究をしなければ、本当の研究として、成果として、フィードバックとして出てこないんだという、非常に強い印象を受けました。ですから、ここに入る方々はいろんな思いを持って、研究課題を持って研究されると思いますが、ぜひそういう気概のある研究者、あるいは研究団体等に入ってもらって、そしてこの函館だけでなく、道南区域全体の水産業の発展のための、そういう施設にしてほしいなど。そのためには、やっぱり行政がきちんとその指導力を発揮しなければならないと思ってるんですよ。そういうことについて、入居者に対する審査の段階で、何かそういういろんな、入居基準はいろいろ書いてるけれども、特別に市のほうからその思いを直接口頭、あるいは文書なんかで伝えることがあるんだろうか、これから。

○企画部長（谷口 諭） 私ども、せっかくつくる施設ですので、本当に今後の水産業の振興等に寄与するようなものでなければならぬと思っています。条例が可決されますと、8月からはこの公募を開始しようと思っております。関係機関は、いろいろこれまでも連携して行ってきた北大さんですとか、水試さんですとかありますけれども、そこにも当然いろいろ事前にも想定ということでお話はさせていただいておりますし、民間のほうでも幾つかそういう問い合わせがある企業に対しましては、そのような私どもの考えも伝えてあります。実際に応募があったときには、ただ書類審査だけではなくて、その応募するほうからヒヤリングもして、きちんとその思い、考えを聞いた上で、その審査委員会のほうでやっていきたいというふうに思っております。

○阿部 善一委員 ぜひ、そうしてほしいなと思うんですね。やっぱり、これ漁業者も相当期待は実は、期待している部分があるんですよ。最近いろんな、ことしはイカが少しは前半からいいんですけども、ずっと不漁続きで、タコがとれなかったり、いろんなものがとれなくて、大変期待している部分がありますので、ぜひ、そういう実りのある施設にしてほしいなというふうに、それはもう一致する話なので、ぜひ企画部長には頑張ってくださいなと思います。

この話はこれで終わります、先ほどの資料について。

○委員長（斉藤 明男） 資料。池田参事。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 資料配付する前に、ちょっと報告事項がございまして、この図面自体ですが、設計を6月末までの期間だということで、まだ未調整で、教育委員会も引き継いでないというような扱いになりまして、それで、検討中のものだということで、対外的には公表できないというような扱いになるんですが、回収前提で、今、参考的に公表するというところでよろしいでしょうかというように提案ですが、いかがでしょうか。

○委員長（斉藤 明男） 皆さん、いいですか。

（「いいですよ」の声あり）

（事務局資料配付）

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 先ほど交通関係で、対策につきまして口頭で申し上げましたが、この図面、ちょっと平面図ですからわかりづらいんですが、その前提で済みません、まずは一番わかりやすいところから、真ん中にもえ広場ってございます。このともえ広場なんですけれども、こちらのほうにつきましてはイベント広場となっておりますけれども、先ほどこれ申し上げておりました、基本設計の段階ではこの線自体は入ってたんですね。ただ、これ図面には現れておりませんが、ここにバスが10台以上とまれるような路盤を強化すると。これがまず一点です。バス関係がその一点。それと、もう一点は、この図面の左側、大型バス待機、転回スペースというのは、ここも具体的には当初3台分のバスの転回所、待機所を予定してたんですけども、要するにスイッチバックしなければだめだというような扱いで提案をしてたんですが、それだと安全管理も難しいということで、頭から入ったら頭から出られるように別な出口をつくと。そういったことがもう一つですね。そして、入口関係でいきますと、先ほど申し上げました渡辺病院側ですが、現況2車線を3車線運用しようということとございますけれども、敷地を3メートル削るということで、その3メートル削ることにつきましては基本設計の段階でも書いておりましたが、具体的に線形が固まってきたと。あるいは、この電車道路、

いわゆる道道なんですけれども、ここの巻き込みの部分で、道道から市道に入ってくるときに、この3メートルの部分で、扱いをどうするかということで、かなり道路管理者とも協議をしたんですけれども、警察も含めてですね、それでこの形が決まってきたということで、整備の内容が固まった。要は3メートルだけじゃなくて、ガタガタに道路がなりますから、全体的にここの道路をきちんと舗装するというのでございます。それからもう一点、タクシーの関係ですけれども、基本計画の段階ではタクシープールを用意すると言っていたんですが、用意する場所は実は基本計画の段階では、この一番正面ですね、道道が曲がった部分の、突端といいますか、アリーナの入口の部分にロータリーを用意するという話だったんですけれども、それだと、それをつくることで渋滞が発生するというようなこともございましたので、やめましょうというところで、基本設計の段階では終わってました。ただ、それを見て、交通関係、とりわけタクシーの業界の方々から、今と確かに同じなんだけれども、非常に混雑が想定されるんで、何かいろいろ考えてほしいということでございました。そうした中で、具体的にはこのアリーナの大きい丸のほうですね、の電車道路側に、アリーナ用に、大体1センチくらいで点々があるのをちょっとごらんになっていただけますでしょうか。点々がね、わかりますでしょうか。これは図面がぱっとはっきりしてないんですけれども、ここの部分の路盤を改良して、タクシーが2台並んでとまれるような状態にすると。それは、常にとまれるという話じゃなくて、大きなイベントがあったときには入口を開けてタクシーに入ってもらって、ところてん方式で出ていただく、それだけだと危ないので、途中で呼ばれて出ていったりしますから、2車線分を確保して、タクシーの安定的な昇降を可能にするという部分の工夫もしております。まあ、それやこれやで交通対策ですね、追加で実施設計の中で盛り込んだ要素になっております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 それ、いいのかどうかはよくわからないけども、これで終わります。

○委員長（斉藤 明男） そうですか。それでは、図面のほう回収してください。

（事務局資料回収）

○委員長（斉藤 明男） ほかに御質疑ございませんか。小野沢委員。

○小野沢 猛史委員 耐震の強化に関わる部分については、いろいろ経過を聞いていると、やむを得ない部分があるなど。ただ、プロポーザルの際には、阿部委員おっしゃるように、やはり何がしかの工夫が必要なのかなど。より正確なデータを提示しながら、イコールといふかね、競争する条件をしっかりと整理する必要があるというふうに思って聞いていました。いろいろ御苦労されてるんだなあというふうに思いますけども、それで、一番の関心事は発注先の問題なんです。この事業がいろいろ議論される過程でも、設計者をどうするかというときも、地元の設計者でできるのではないかと、そうすべきだという意見もありました。施工についても地元の業者でやっていただくと。大変、経済が厳しい状況が続いていて、この63億円、今70億円を超えるということになりましたけれども、これだけの事業というのは、もう、やはり地域の経済の活性化には非常に大きな効果があるということを考えれば、やはりぜひ地元の事業者によっていただくということが、第一義的にそこを考えなきゃいけないというふうに私は申し上げてまいりました。この点はどういうふうになるんですか。これは議決されると、聞くところによると7月に入札ですか。8月に入札ですか。いずれ、間もなく入札が行われると。業界の方にちょっと聞

いたら、何もまだ決まってないというふうにおっしゃってましたけど、その辺はどんなふうな見通しになりますかね。私はぜひ地元の事業者にやってほしいと、全部ですね、そう思うんですけど、どうですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 函館アリーナの建設工事につきましては、先ほどから申し上げてました制震構造ということを採用しております。そのために、アリーナですから、柱のない大空間、それから複雑な屋根形状、こういったものを有する建物でございます。施工の際には高度な解析、それから数値管理というんですか、一つ一つを組み立てていく上で地盤の状況、地盤の変化とかを刻々ときちんと確認をしながら建物の建築を進めていくというふうにお聞きしております。そういった数値管理が必要となること、それから、これは私どもの都合なんですけれども、平成27年7月完成ということで、既に多くの仮申し込みというのを受け付けております。そういった意味からも工期の厳守というんですか、ということが求められております。そのためには応分の技術力の持つ業者に発注をする必要があるものというふうに考えております。また、小野沢委員もおっしゃってございましたけれども、私どもも地元経済の活性化、それから業者育成の観点、そういった部分については地元業者への受注の配慮というのは、これはもう当然欠かせないものというふうに考えておりますけれども、業者の選定につきましては市の指名委員会でございます契約審査会の決定事項でございますから、現時点では未定というふうになっております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 現時点では未定だけれども、なかなか地元だけでやるのは難しいということですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** その部分につきましても、設計施工を依頼してます都市建設部と業者を発注部局であります財務部、そしてその前段での契約審査会、そういう中で整理されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** どうしても地元では難しい、そういう部分があるということらしいということは私も聞いていましたけれども、残念なことだなというふうに思います。その部分だけ分離して発注するということは技術的に、あるいは効率的な建設の作業といいますか、進めていくということについて、いろいろ支障がやはりあるんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○**委員長（斉藤 明男）** ちょっと今の、予算のほうを今、そこまでちょっと入るのはいかなものかなと。指名、とは思うんですけども、その辺よろしくお願いします。

○**小野沢 猛史委員** 市長もいろいろ機会あるごとに、そういったことはやはり優先的に考えていかなきゃならない問題だというふうにおっしゃってるし、教育委員会自体もその辺は心がけてというお話もされてきたように記憶しているので、何とか工夫をして、もう間もなく入札が行われるようですけど、まだ時間はあるようですから、工夫してほしいなというふうに思います。要望しておきたいと思うんです。

それで、設計者の方にお会いする機会があったんですよ。何でこんなものを設計したんだと、地元でできないようなものを何で設計したんだというふうに文句を言ってやったんですよ、実は。そしたら、逆に答え返ってきました。地元でやれるような設計をしろという、そういう1項はなかったということなんです。それで、先ほど阿部委員もちょっと触れてましたけど、プロポーザルのときに、これから

次に大きな事業というのは、そう幾つも出てくるとは思いません。思いませんけれども、確かにデザイン性を重視するとか、それは話題にもなるし、いろいろ波及効果もあるかもしれませんが、しかし、やはり地域に根ざしたそういう企業が、やはり元気で成長していくということのためには、やはり地元でやるということが私は大事だと思いますので、これは誰に言えばいいんだ。今後、こういった視点もぜひ持ってほしいということを要望しておきたいというふうに思うんですね。この辺はどうですか。ちょっとこれも外れるか。

○**企画部長（谷口 諭）** 私がお答えすることか、あれなんですけども、アリーナはかなり大きい事業ですけど、今後、大きい事業がそんなにあるかどうかはわかりませんが、ふつうの、確かに箱物の建物のようなものであれば、そういうコンペまではというのものはありませんけど、デザイン性を重視するものとかあれば、やはりそういう手続きというものも必要になってくるかと思います。全段、阿部委員のほうもコンペ自体のあり方、どうなんだということもありましたし、小野沢委員のほうからも、その条件に地元企業を配慮するような形でどうかというのもありましたので、ちょっと私どもの部局にあるのか、ちょっとほかの部局とも相談しながら、ちょっと研究というんですか、させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 地元だけでやれない場合というのもあるということは、私もある程度理解できるんです。ただ、そうであっても、地元が頭になって、大手がサブにつくということだって、他の地域ではやってるところもあるんですよ、委員長。

○**委員長（斉藤 明男）** いや、よくわかりません。

○**小野沢 猛史委員** あるらしいんですよ。なので、そういうことも工夫してみたいなというふうに思いますけど、その点はどうですか。だめですか。

○**企画部長（谷口 諭）** コンペのあり方というのは、ちょっと他都市の状況も見てみたいと思いますけど、その発注自体の、発注方式というか、そういうふうになってきますよね。ちょっと今、この場でそうですねとも言えないんですけど、ちょっと時間をお貸しいただいて、研究はさせてもらいたいなと。

○**小野沢 猛史委員** その辺、工夫してみてください。

それで、先ほど来、何でこんなに事業費がかかるんだみたいな議論がありました。一連の経過があって、前の計画ではサブアリーナはももとの体育館を使うという計画であって、これを全部いっぺんに建て直すということなので、これくらいかかるのは仕方がないのかなと思いつつながら、一方で、やはりこの財政が厳しいときに、もう少し工夫をして、経費の節減というんですか、いうことに努めてほしいなというふうに思いますね。先ほど、そういうことにもいろいろと努力して気を配ってますという部長の御答弁でもありましたけど、さらに圧縮できないかと、努力してください。要望しておきたいと思いません。

それで最後に、今回の教育委員会のこの補正予算、湯川公園施設撤去工事費と7,130万円計上されますね。これは、撤去して、どうしちゃうんでしょうか。新しい体育館ができたときに、それはまた戻して、何と言うんですか、樹木だとか、植え直すとか、そういうことになるんですか。何か全部捨てられてしまうんでないかという心配をしている方がたくさんいらっしゃるんですね。その辺の取り扱い

いについて、樹木だとか花時計だとか、あるいは銅像をまさか投げることはしないと思いますけれども、その辺、どうされるのか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春）** 元湯川公園の解体の関係でございますけれども、とりわけ樹木の関係、それから花時計、そして銅像とございますけれども、まず公園自体、基本計画の段階で、現状1.6ヘクタールの近隣公園ですね、それを0.2ヘクタール、2千平米ぐらいの街区公園にしましょうという位置づけをした中で、樹木とか、あとは銅像、そういったものにつきましては、きちんと配置すると。例えばオープンスペースをきちんと確保して、緑の配置にも十分配慮するというような位置づけにはなってるんですけども、そうした中で、緑、木の関係ですけれども、面積的には確かに1.6ヘクタールが、今回の図面、先ほどごらんになっていただきましたけれども、0.2ヘクタールではなくて、0.26ヘクタールまでは拡大をしたんですが、面積的には15%にはなってしまいうんですね。ただ、15%といっても、だからといって緑も15%にするという話になりませんから、基本的には低木についてはほぼ移植をして戻す。低木自体も800本くらいありますけれども、それを戻すというような工事をやってみたいみたいと。それが、まず一点。それから、大木ですね、大きな木なんですけれども、高さが、樹高が5メートル以上あるものにつきましては、350本くらいあるんですけども、その中で樹種的には20種類くらいございます。その20種類のうち10種類くらいが10本くらいしかない。10本以下の木なんです。そういったものは、きちんと残していくために、優先して確保をして移植をする。ただ、10本以上の木が、例えば松とかございますけれども、そういったものをないがしろにするわけじゃないんですけども、その中で移植費用とか経済設計だとか、そういったこともございますので、幹周が大体、直径で20センチ程度くらいのもので対象にして移植をするというような移植方針を、実はこれは樹木医にも相談した中で実施しております。この中で、トータルで樹木自体は1200本くらいあるんですけども、5割、6割のものにつきましては移植して再配置するということ、それを、花時計についても正面のほうに戻す。そして、銅像についても公園の中に、先ほどの図面の中にも入ってたんですけども、小公園のほうに移転をして、多少磨きをかけたりとかというようなことで考えております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** でも、そうすると全部じゃない。5割、6割くらいですから、残った分は捨てちゃうんですか。

○**教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春）** 自分自身が緑の基本計画をつくったりとか、緑の保全と活用ということでやってきた経過もありますので、一番気になる部分でございましたので、そちらにつきまして所管部局とも打ち合わせをしながら進めてきたんですけども、捨てるという話になかなかないのかなということ、大径木につきましては、確かにそこにアーリーナが建ちますから、移植できないものについては切るしかないわけですけども、再利用が図られるように、枝払いをしてとっておくとか、そういったことを含めて今検討している最中でございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 最大限生かすことを考えてください。かつて、あれはいつだったでしょうね、日吉3丁目団地を改築したときは、あの辺、入居者の方が自分で今、花壇つくったり、いろんなことをやっていることも含めて全部捨てられてしまったやに記憶してるんですよ。活用していただけなかった。最

大限活用するように努力してください。

以上、終わります。

○委員長（齊藤 明男） はい。ほかに。紺谷委員。

○紺谷 克孝委員 アリーナの問題で集中して議論をされてたんですけど、先ほど阿部委員のお話の中でも地質調査、ボーリングをいつ頃やったというのが非常に不明確で、それはいつからいつごろにやったということなんですか。ボーリング調査。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） ボーリング自体は、先ほど答弁したつもりだったんですけど、昨年の3月から6月末で追加のボーリングをやったということがまず一点と、それと、ことし1月に再度、何点か実施をしたと。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 これは設計工程表だと3月から4月末となっておりますよね、このとおり。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） この工程表どおりではなくて、3月から6月末までということでございます。

○紺谷 克孝委員 市民会館を建てたときのことも出てたんですけどね、あそこはもともと池であって、非常に地盤が悪くて、そういう状態だったというし、現状でもあれ、体育館なんかもこう段差になっているところがあるし、市民会館も何かこう、そのせいかわからないけど、ひびも入っているということがあったので、そういう、そのボーリング調査の結果なんかについては、詳細に市としては、6月までやった中で、どういふのかな、チェックしてたんですか。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 基本設計自体は7月末までの工期、ボーリングについてはちょっと時間が飛びまして、3月から6月末というような工期の中で実施をしていると。それから、足りないところは追加をしているので、不足しているデータのサンプリングも含めて追加でやったということで、地質の関係をきちんと、一番重要ですから、捉えるために、追加調査も含めて実施したということでございます。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 先ほどの議論で、そういう強度不足なんかが、そういう地質に関連して出てきているんじゃないかという話もあったもので、あそこは非常に地層もたくさんいろいろな種類があって、そして場所によっては非常に軟弱な、脆弱なところもあるというふうに聞いてましたので、そういうことがやはり影響してきたのではないかというふうに思います。

それから、先ほど部長がおっしゃった制震構造というのが、どういう構造なのか。ふつうは、今までいろんな耐震構造でやるということで、梁をやるとかというのは、そういう構造方式ですよ。それで、ちょっと制震構造というのがよくわからないので、そういう方式についてちょっと教えていただきたいんですが。

○教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫） 制震構造について、免震構造とかいろいろ耐震に対する構造補強というんですか、構造の部分でいろんな工夫が開発されてきている部分で、このたび制震構造というのを採用しました。体育館という大空間、躯体の上に楕円形のものが二つ屋根が乗っかると。その屋根と躯体とを結ぶところに、車でいうサスペンションのようなもの、筒の中にバネが組み込まさって

るようなもので屋根と軀体をつなぐと。それで、屋根が揺れて、ダンパーと言っていますけれども、ダンパー自体を斜めにつけるんですよ。斜めにつけることによって、上下の振動のほか、横揺れに対してもある程度強度を持つというような構造になっております。この構造を採用する前段で、地盤改良というものが必要になりまして、そこについてはセメントミルク、そういったものを地盤改良として注入することで地盤と建物が一体的になるようにすることと、それから、ここは液状化も想定されている区域であります。その液状化を防ぐとかという観点で、強いものだけでいくと液状化になってしまうものですから、一部、砂の柱をつくるというんですか、そういうような地盤改良も含めてやって、強度の中にも、液状化に対しても、液状化ですから水をどこかで吸収するような仕組みも組み込んでつくと。そういうような設計になっております。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 何かよくわからない。どういうかな、耐震構造というのは、梁とかいろんな、その建物そのものを強くするというでやるけれども、それは旧来のやり方だと。例えば、今度のこのアリーナなんかは多分、いろんな柱だとか、かすがいだとか、そういうのもほとんどできない構造なので、そういう制震構造にしたんじゃないかというふうには思うんですけどね、そういう、どういうのかな、こういうアリーナ系統の体育館というか、そういうものは大体そういう耐震じゃなくて制震でやってるのかどうかということだとか、それから、あの地域の周りで建っている市民会館、体育館はどういう構造でやったのか、あるいは隣にある渡辺病院ですか、同じような地盤の中でどういう、そういう構造になっているのかということなんかも、大体調べておられると思うんですけどね、わかる限りでちょっと教えていただきたい。

○教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春） ただいま、現状の市民体育館、それと渡辺病院、それと今回のアリーナの制震構造の部分ですけれども、市民体育館につきましては現状、制震構造ではございません。それで、旧耐震構造というようなもので、要は杭を打って、その上に建物をがっちりとしてつくって、補強をしてというような形ですね。それで、制震構造なんですけども、ダンパーを使うことで揺れを全体的に吸収するというんですかね、そういうような形らしくて、大規模空間をつくるときには、最近やはりこの形。というのは、バスケットで3面あるような大きな、市民体育館は現状は2面ですけども、3面で大きな形を確保するためには、そこに柱が途中で立てられればいいんですけども、そうはならないわけですから、全体として建物の壁と屋根とで建物全体を、ダンパーを使いながら揺れを吸収して、もたせるというような制震構造を採用しているところでございます。渡辺病院につきましては、ちょっとわからないものですから、軽々に申し上げられませんが、以上でございます。

○紺谷 克孝委員 ほかのいろんな同じような建物も。さっき質問した、答弁漏れてたからね。同じようなこういうアリーナとかそういうものは大体、制震構造になっているのかどうかというのをちょっと、もし。

○教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春） 新しいものにつきましては、ほぼ制震構造だというふうに聞いております。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 私もその構造が揺れを吸収するというで、超高層ビルだとか、それからこういう

構造のものは制震構造に最近はなってきたりとかっていうふうに聞いているんですけど、値段も非常にこのほうが安いというふうに聞いてたものですから、値段だけで判断したのではないかとは思わないんですけどね、そういうことで、ぜひそういう構造だということを、私も知りましたし、耐震構造よりはそのほうが良いということが認識を得ましたので、その点についてはよくわかりました。

それから、もう一点、補正予算の関係で義務教育施設整備費の、これ900万円、補正しています。これ校舎等耐震改修事業費増で計上されているんですが、5千万円、当初予算と合わせて5,900万円になるんですね。その内容についてちょっと。

- 教育委員会生涯学習部施設課長（秋元 裕志）** 補正予算の内容についてのお尋ねでございますが、当初予算においてI s 値0.3未満の緊急性の高い学校の実施設設計費として、耐震診断結果が判明しない部分も含めまして5千万円を計上しておりましたが、平成24年度末、全ての耐震診断結果が出た後に必要額を精査し、不足分となります実施設計費900万円の増額補正を提案するものでございます。

以上でございます。

- 紺谷 克孝委員** 耐震の審査が終わった後、その出た内容にふさわしく補正したということだと思うんですけど、これは平成25年4月1日で耐震化率、函館がどの程度、昨年と比較して、現時点で到達しているのか。それと、渡島管内、全道管内、それから全国平均と比較してどの程度か、数字上どうなっているのか、それをちょっと教えてください。

それから、義務教育の小中学校で到達状況、耐震化率と棟で進捗状況がどの程度になっているのか、それも教えてください。

- 教育委員会生涯学習部施設課長（秋元 裕志）** それでは、まず学校施設の耐震化の現状とそれから今後の見込みについてということでお尋ねでございます。

現在、本市が所管する小学校、中学校は72校あり、棟数は222棟となっておりますが、耐震診断が完了した結果、耐震化されるものの合計は142棟。平成25年4月1日時点での耐震化率は64.0%となり、前年と比べ6.7ポイントの増となったところでございます。一方、北海道の平均につきましては、平成25年の結果はまだ公表されておりませんが、平成24年4月1日時点では73.8%となっているところでございます。それで、全国平均でございますが、これも現段階では発表されておりませんが、平成24年4月の段階では全国平均は84.8%となっております。

それで、最後の質問は見込みのお話だったと思いますが、よろしいですか。（「はい」と紺谷委員）はい。それで、ことし実施設計を実施する16校、16棟について、来年度中に工事を完成すると、ことし工事を発注する4校の4棟を合わせて20棟が耐震化されますので、耐震化率は73.0パーセントとなる見込みでございます。

以上でございます。

- 紺谷 克孝委員** 平成25年4月1日の、耐震診断は3月31日で全部終わったということですね。その結果、耐震化をされていないものが残っていると。その総数と、それから、今回は4棟やって、そして来年が16棟やって、その次は残りをやるというふうになると思うんですけど、その数をちょっと正確に教えてもらえれば。

- 教育委員会生涯学習部施設課長（秋元 裕志）** まずは耐震化されていないものということで、先ほど

御説明しましたが、耐震化されているものの合計が142棟ですので、222棟から142棟を引きますと80棟。これが耐震化されていない部分ということになります。それで、その部分については今後、耐震化を進めるという形になっております。

○**紺谷 克孝委員** 到達の、80棟残っていると。内訳としては小学校が48棟、それから中学校は32棟残っているということですね。それで、これはいつまでにやるかと。文科省は平成27年度の早いうちにやいなさいよというふうに言ってますよね。だから、そうすると、もうあと3年以内の早い時期にこの80棟を全部やらなきゃだめだというふうになるわけですね。だから、それがことしのこの補正で組んだ部分は、まずそれを全部、実施計画をつくるということですが、それを年次計画でどういうふうにするかとしているのかというのをちょっと教えてください。

○**教育委員会生涯学習部施設課長（秋元 裕志）** 今、今後の耐震改修の進め方についてというお尋ねでございますが、地震防災対策特別措置法による交付金の補助率のかさ上げ措置は、今、委員がおっしゃいましたように、平成27年度までとなっております。それ以降につきましては、市費の負担が大きくなると見込まれております。このため、I s 値0.3以上、先ほど言いました80棟でございますが、以上の学校についても国の財政措置の有利な平成27年度までに少しでも多くの耐震化を完了できるよう鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** その文科省が言っている、支援してくれるのは、かかる費用の3分の2を支援してくれるというふうになっていると。それは27年度中だということになると、やはり少しでもそれに近づけるようなことでなくて、残っている80棟については、これ平成27年度中に、文科省が言っているように、全てやるということで、相当、一定のお金もかかると思うんですけどね、そういうきちんとした計画が今の時点で、この補正を組んだ時点できちんとと言えるかどうかというのが問題だと思うんですよね。その点について、どうですか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 平成27年度の国の補助率のかさ上げがあるうちに全部やってしまうべきでないかという御質問でございます。

私どもとすれば、できるだけ取り組んでまいりたいと。ただ、現実、なかなか市内の業者だけで全部できるのかとか、また設計がそこまで追いつくのかとか、いろいろ前段で整理すべき問題もあります。限りなく、私どもとしてはできるだけ努力してまいりたいというふうには考えております。それとあと、まだ、先日、学校統合の部分、中学校の部分が一部、答申がありましたけれども、これから進めていく部分もあります。そういった部分で、何て言うんですか、もう統廃合になる学校の部分までお金をかけて直すのかという部分も議論があるところだと思っています。そういった部分も早く整理する中で、こういう耐震改修を進めなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

○**紺谷 克孝委員** 最後になりますけど、文科省が27年度中に、早めにとということを出していると。しかも、その期間については支援するというふうには言っていることは、やはり全国的に見て、早くやれということだと思っておりますよね。それで、先ほどの率でいっても、全国平均は84.8パーセントです。北海道も遅れているけれど、さらに函館市が遅れているというのは実態として明らかですし、それから、国で

はもうどんどん進めて、進捗率が進んでいるところとかっていう、そういうところも全部発表してるんですよね。だから、ぜひ、これは一定のお金はかかるにしても、国のそういう支援がある間に100%やりに上げるということで、ぜひ具体的な計画をつくっていただいて、進めていただきたいということを最後に要望して、終わりにします。

○委員長(齊藤 明男) ほかに質疑ありますか。金澤委員。

○金澤 浩幸委員 アリーナの整備にかかわってですけども、先ほど小野沢委員とのやり取りの中で、工事の発注については地元の優先ということははっきり言っていただけなかったわけですけども、この間、アリーナの整備にかかわりましては、前種田部長の答弁では地元優先でやりたいと何回も答弁をいただいていたつもりでおりますけれども、そのニュアンスの違いは何なのか、ちょっと説明いただければと思います。それ、教育長も同じ場所にいらっしゃるはずですので、御存じだとは思いますが。

ここに及んでスーパーゼネコンだけの入札なんていうのは私はあり得ないと思ってるんですよ。本当に地元の業者をどう入れてあげるのかをちゃんとよく考えて取り組んでいただきたいと思えますし、先ほどの小野沢委員への答弁だと、もう本当にイメージ的にスーパーゼネコンしか入ってこないんじゃないかって、そんなイメージでしか聞こえないんですよ。ただ、この間、前期の2年間で総務の委員会でもいろいろ議論してきた中では、地元の業者さんを優先にやりますという答弁をしてたと私は思ってますし、いた委員の方もそう解釈していると思ってますので、先ほどのニュアンスとは、ちょっと解せないところがございますから、もう一回何かあれば、お願いします。

○教育長(山本 真也) この総務常任委員会においても、これまでアリーナの件に関しては随分議論をいただいてきていて、その中で工事発注形式についてもいろいろ意見交換、あるいは私どもの見解も述べてきたところですよ。工事の発注については、これまでもそうですし、今後においてもというか、地元の企業に対する育成、配慮というのは非常に大事なことであるということは基本認識として変わりありませんし、できる限りというか、そういう形態をとっていきたいという話は、この場でも申し上げてきたとおりです。あとは技術的な話になるというふうには思いますけれども、ただ、この建物に実施設計が上がった時点で、どういう管理なり工事の進行から求められるのかということ十分に精査した上で、発注形態というのは議論されるというふうには思っておりますので、基本的な考え方に変わりはないものの、この建物の発注形態に当たってどういう方式が選択できるかということだというふうに思います。ですから、どんなケースになっても、それこそスーパーゼネコンのみによってジョイントが形成されるところとかっていうことは、私自身はないものというふうに理解をしております。

○金澤 浩幸委員 先ほど小野沢委員のほうからもありましたように、設計の段階で、もうある程度、函館の業者ではできない部分というのはもうはっきりわかってたはずですから、その中においても地元の業者に発注するというのを優先しますよということで、この間ずっとおっしゃっていただいていたわけですから、そこはやはり、よく発注形態を考えていただいて、先ほど企画部長からもいろいろございましたけども、多分いろいろやり方あるはずだと思いますから、皆さんのほうがそちら辺の知恵はお持ちでしょうから、ぜひ、これだけの大きな仕事ですから、地元の業者が少しでも仕事をとれるように知恵を出していただきたいと思えますので、お願いして、終わります。

○委員長(齊藤 明男) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（齊藤 明男） はい。それでは質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退席いただきます。

（企画部・財務部・南茅部支所・消防本部・教育委員会退室）

○委員長（齊藤 明男） これより各事件に対する協議を行います。

それでは、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案6件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。

市政クラブさん。

○浜野 幸子委員 第1号から第11号までマルです。

○委員長（齊藤 明男） 民主・市民ネットさん。

○阿部 善一委員 議案第1号、いろいろあるけれども、この時点なので、渋々、マルと、全部。第1号から第11号まで。

○委員長（齊藤 明男） 公明党さん。

○茂木 修委員 うちは全てマルです。

○委員長（齊藤 明男） 市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 公明党さんと同じです。

○委員長（齊藤 明男） 日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 私どもも全部マルです。

○委員長（齊藤 明男） 一通りお聞きいたしましたので、各会派の採決態度の確認をいたします。

議案第1号、5会派全てマルと。こういうことで決定です。それから議案第5号も全てマルなので、決定させます。あと、第6号から第11号まで全て全会派マルなので、そういうことで。

各委員から何か発言ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（齊藤 明男） ないようですので、発言を終結し、これで協議を終わります。

ちょっと整理のために10分くらい休憩しますので。（「再開して、そのまま調査事件にいつちゅうか」の声あり）どうしますか、昼抜きでやりますか。それでは、調査のほうも終わり次第すぐ続行します。

午前11時55分休憩

午後0時06分再開

（企画部・財務部・南茅部支所・消防本部・教育委員会入室）

○委員長（齊藤 明男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、各事件について採決いたします。

議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第5号函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第7号函館市国際水産・海洋総合研究セン

ター条例の制定についてまで、議案第10号物品の購入契約について及び議案第11号物品の購入契約についての以上6件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者は御退席ください。

(企画部・財務部・南茅部支所・消防本部・教育委員会退室)

○委員長(齊藤 明男) お諮りいたします。

委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

2 調査事件

(1) 今後の公共施設のあり方に関する基本方針について

○委員長(齊藤 明男)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわって、6月14日付で財務部から資料の配付があった。本件について、本日、理事者に出席いただき、資料の説明を受けた上で調査を進めたいと思うが、いかがか。(異議なし)
- ・ 理事者の入室を求める。

(財務部入室)

○委員長(齊藤 明男)

- ・ それでは、財務部より資料説明をお願いします。

○財務部長(山田 潤一)・財務部管理課長(西川 康之)

- ・ 資料説明：今後の公共施設のあり方に関する基本方針(平成25年6月14日付 財務部調製)

○委員長(齊藤 明男)

- ・ 本件にかかわり、各委員から発言はあるか。

○阿部 善一委員

- ・ ちょっと確認したいが、これはこれとして、これから議論を深めていくが、あと、このほかに例えば水道施設だとかがある。こういうものについては同時並行でやっていくのか、あるいは企業局が独自にそういうリストをつくった中でやっていくのか。結局、人口減少というのが大前提にあるわけだから、しかし施設はそのまま残っていくということの考え方としては同じだが、その辺は企業局と打ち合わせをしているのかどうかを確認したい。

○財務部管理課長(西川 康之)

- ・ 今回の対象施設の考え方だが、今回、企業会計所管分を除き、固有財産の箱物を限定で対象として

整理の方法を検討したという、示した形になるが、企業局のほうについては、土木部の道路もそうだが、箱物以外の部分は個々、企業局は企業局のほうで今後の人口推計、人口の状況を踏まえて検討していただくことになるかと。具体的な打ち合わせ等については行っていないが、そのような形になるというふうに思う。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると、でもそこはお互いに確認をしてるわけではないということか。企業局は企業局で自分でやってもらうと。それで、市長部局は市長部局で箱物中心にやるということ。それから今言った、あと土木の関係、道路、それから、よく、例えば街路樹、それからツツジだとか、たくさんある。当然そういうものも対象になっていくんだろうと、私はしなければならぬと思っている。そこは、これはどうなのか。それは新たなものとしてやっていくのか、現状のままやっていくのか、あくまでも箱物中心だと、結局、都市計画マスタープラン、新函館市総合計画、これが基準になっていくという話だから、当然そこも連動する話だと私は思っているが。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 財務部のほうで公共施設のあり方について検討し始めたのが、平成21年くらいから行って、そのときから実は箱物というような形で検討はするような方向で進めてきた。庶務担当課長会議など、全部局、企業局も含めて、会議を開いた際にも、今回の一般部局になるが、この行政財産のいわゆる箱物という形でのまず考え方を整理するというで進めてきた。委員が質問している企業局の人口減少等に伴っているような、いわゆるインフラと言われるような施設のあり方については、入口の段階では直接、財務部のほうで中心的に進めるという形にはなっていないところであるが、今後は各部局のほうでも、この公共施設の、箱物の部分のあり方も踏まえて、検討していただけるのかどうか含めて、協議を進めていきたいと思う。

○阿部 善一委員

- ・ それはぜひやってほしいと思う。やはり箱物だけではなくて、例えば人がいなくなった地域の児童公園、あるいは砂場遊びだとか、子供がいなくて、見ると犬しかいない、猫しかいないような、非常に不潔なところもある。ああいうところでうっかり子供なんかを遊ばせたりすると大変なことになってくる。そういう部分の管理だとか、それから遊具だとかたくさんある。当然、老朽化してくるわけだが、そういうものを含めて、一体でやらなければだめだと思う。協議ではなくて、もちろんこれから協議することになるが、一つの方針として、それを打ち出してほしいなと。それはどうか。これ確約できるのか。

○財務部長（山田 潤一）

- ・ 御指摘いただいた、例えば児童公園であるとか、遊具施設等も今後の人口減少に伴い、ある程度必要性が少なくなってくるというようなことも十分想定されるというふうに思っている。基本的な考え方の方向性としては、当然必要性がなくなったものについては、そういう方向に進むものと思うが、今般、私どもが策定した基本方針については、対象を箱物ということで、行政財産ということで位置づけているが、考え方としては、当然、市の施設ということなので、児童公園等、そういうことも含めて、この中に個別に載せるということは若干し検討する必要があるのかなと思うが、当面、こう

いう箱物の中で進めさせていただき、施設についても考え方としてはそういう考え方なんだろうなというふうに思っている。先ほど管理課長から説明したとおり、今後、このことを具体的に進めていく中で、各部局とお話をさせていただくので、その辺の趣旨も踏まえて私どものほうからも各部局のほうにはお話をさせていただくということで進めさせていただきたいと思う。

○阿部 善一委員

- ・ ぜひ、その方向で庁内協議を深めて、してほしいなど。これ、基本はスクラップだと思う。だけど、スクラップだけではなく、当然ビルドの部分もなければならぬと思う。だから、そういうのを合わせて、これから調査の対象、時間をかけて、当面、2年間かけてやるんだろうから、注目していきたいと思う。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先ほどの説明の中で秋頃までに、今回まとめたこの二百何十の施設について個別に評価をするというふうに言っていたが、一方で学校施設、小中学校の校舎はどういうふうになっていくのか。これは統廃合ということで今、これから検討される、第一グループとか第二グループとか、方針も示されたと思うが、そのことと関係があるというふうに思う。例えば、この施設は廃止、これも廃止、だけど、どこかの学校施設の中で、例えば学校開放だとか、そういう形で活用することによって、これとこれについてはなくてもいいのではないかという議論も当然出てくると思う。そうすると、その学校施設がどうなっていくかまだ未確定な部分についても、当面、現状の中で評価していく、方針を示してしまうということになるのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 今、小中学校の校舎の部分の方向性が具体的に示されない中で、個別の施設の評価をやっていくのかというようなお尋ねであったと思う。今回お示したこの基本方針については、あくまでも取り扱いの方向性みたいなものを、考え方を示している形になっている。それで、秋頃までということで目途にして今作業を進めている個別の評価の中では、当然、学校の活用がもう具体的に、対外的に出ているようなものももしあるのであれば、その施設を使った、こういう機能を入れられないかだとかという部分も検討する必要がある、ないしは検討していくというような形での評価なども当然出てくるのかなというふうに考えている。ですから、学校は学校のほうの統廃合の部分で具体的に変わったものに関しては、今回の施設ごとの評価の部分にも反映がされる部分も一部あるかなというふうに考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ まだ決まっていない部分についても、それはそれとして一定の評価をしていくという理解でいいと。それで、抽象的な話でなかなか面倒だと思うが、その評価の基準、例えば利用者が少ないとかという項目がある。利用者が少ないというのは、10万人でよくて、9万人でだめなのか、もともとそれこそ何万人も利用者がいたのに、数百人ぐらいになってしまったとか、いろいろその辺の、施設によってその利用者が少ないという考え方も違ってくるんだろうなと思う。議論していくに当たり、皆さんも当然その辺は、個別の施設のありようについて、その施設の実態、長い経過の中で捉えながら議論すると思うが、この辺の評価の基準の表現が、もう少し具体的に、理解できるような、そういうような

表現に解説をしていただけるとありがたいなというふうに思う。いずれ評価されて結論が出る段階では、その辺も解説つきで示していただけるとありがたいなと思うが、その辺はどうか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 評価に当たっての基準についてのお尋ねである。基準については、小さな施設であれば児童館だとか、大きな施設であれば大規模な市内に一箇所しかない市民会館だとか体育館だとかという部分でいくと、一概になかなか基準という部分は難しい。それから、対象になる利用者の状況によってもなかなか具体的な数字、基準というのは難しいというのが実は我々、この形にするまで検討してきた状況である。しかしながら、施設の開設時に当然計画をして、利用者の見込みだとか、いわゆる対象者の数だとかを見込んだ形で当時は設置、計画して施設があるという状況にあると思うが、それが大幅に多分減少してきているという部分などについては、我々この方針の前に施設カルテというような形で、それぞれの施設、一個一個の施設の実際の利用状況だとか、その辺はおさえているので、そういうものを踏まえた形で施設ごとの評価というものを、219施設について、具体的な理由なども付記することができるものがあれば、付記しながら取りまとめを進めていきたいというふうに考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ よろしく願います。

○紺谷 克孝委員

- ・ 7ページに評価後の進め方ということで、その中に必要に応じてパブリックコメント等の市民コンセンサスを得るというふうに書かれている。今の小野沢委員の話にも少しあったが、いろいろ市民との利害関係だとか、市役所が結果的にこう判断したが、住民の側が、いや違うとかということもあり得ると思う。かなりいずい話もたくさん出てくると思う。なので、それを往々にして、やはり市の感覚で進めてしまうということも考えられる可能性もあると思う。なので、そういうことでは、やはり市民とのコンセンサスというのをどういうふうに、この受け皿をどういうふうにつくっていくかということも進めていく上では非常に重要な内容だということに思う。なので、もう少し、パブリックコメントというのとはわからないわけでもないが、市民のコンセンサスを得るということを、これを各部に全部願いますという形になると思う、全体的に。なので、そういうときに、どうするのかということをもう少し、このコンセンサスをどうやって図っていくのかということについて、少し立ち入って考えていく必要があるのではないかなと思うが、その辺の見解があれば。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 今、委員から7ページ目の評価後の、「また」以下の部分についての御質問だと思う。こちらのほうは、市側のいわゆる延命化をするだとか、売却を、廃止をするというような評価をした後の動きについて記載をしている。具体的に総合計画の実施計画や個別計画、具体的にいうと、例えば類似の施設がたくさんある場合、ちょっと例えがあれだが、例えば児童館だとか、地区図書室だとかというものもあると思うが、それらを今後どうするかというのを、その所管している部局のほうで、個別の考え方だとかという形でまとめて、そのまとめたものに関して、市はこういうふうに取り扱いというようなものを個別計画というふうを考えており、個別計画をつくったら、所管の委員会だとか関係者等にもお話をしながら、こういう方向性で整理したいということの説明するというようなことをイメージ

して、こちらに記載しているという状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、もう今後の、評価して、これは廃止するとか、これは延命策をとるとか、いろんなことを財務部で決めてしまって、その取り扱いを各部局におろすとか、そういう感じなのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 評価と評価後の取り扱いについての御質問だと思うが、評価自身も各部局のほうの、まずは今後の方向性ということで、現状見直しをしてくださいということでの考え方になっていて、その考え方を整理するには、今回のこの基本方針を踏まえた形で、各部局でどういう方向性にするのかという部分をまず検討していただき、財務部が決めて、こうしてくださいというものではない。それで、その内容について全庁的にこの方向性で行くという部分を、市長以下、協議、決定し、公表していくと。そして、それはあくまでもまだ検討である。廃止の検討である。統廃合の検討。そういう方向性でまずは進めていきたいと思いますというものを秋頃にお示しをしたいなというものである。

○紺谷 克孝委員

- ・ だから、要するに決定ではなくても検討をしてほしいということで大体決めていくと、秋頃まで。どこの段階でこの市民コンセンサスを得るかということ、これは部局でその方向が決まって、その検討課題になるというものに対して、議会は議会での意見もちろんあるだろうし、それから市民サイドの意見も聞くと。いろんな意見もあると思うし、市役所はこう思っている、市民サイドではないとかっていう意見も当然あると思う。施設の種類によっても、児童館のように小さな施設もあるし、それから先ほど言われた市民会館、体育館とかって大きい施設もある。なので、そういうことに対して、どういうふうな市民とのコンセンサスを得ていくかということについては、決定してからこう、どうだというわけにいかない、現実的には。決定した後、これに市民が従えということにはいかない。なので、どういうふうに市民的なコンセンサスを得ていくのかというのをもう少し、各部局で検討する前に、財務部としてこういう方法でどうだということを出すべきじゃないかというふうに思う。でないと、各部局でやり方がそれぞれまちまちになるという、市民コンセンサスを得るために、というのものもあるし、それから各部局でそれを得ていくのか、それとも出た後に検討事項全てを今度改めてコンセンサスを得るような、そういうことをやるのかどうかということも含めて、何かはっきりしない。その辺りをもう少し明確にする必要があるのではないかというふうに思う。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 7ページに記載してある評価後の進め方の記載内容が、もう少しわかりづらいと思われるみたいな形での御質問だったかと思う。まず今後の部分をもう一度おさらいをすると、この基本方針、先日公表させていただき、その後、各部局において、この考え方の検討フローに基づき、AからGのどちらの検討の方向性を、まずは各部局のほうで整理を、決定したものを考えて出してもらおうと。具体的にお話をすると、財務部で一旦それを集約、4ページ目のフローの中のAからGだが、財務部としてはそれぞれの状況等を踏まえ、Aが適正なのか、Cが適正なのかという部分でのお話は当然各部局とも協議させてもらう形になる。その上で、例えば今後何億円もの更新費用がかかるが、費用対効果的にどうなんだろうかと、個々、個々の施設の種類によって、やはりその辺の事情がいろいろ違うと思う

が、そういう状況も踏まえながら、あとは全庁的な視点で見て、数を減らせるのであれば統合という視点があるが、そういう検討はできないのだろうかという部分を各部と財務部が協議し合いながら進めていって、それで具体的な219の個別の一個一個のAからGまでの評価と、そしてその評価を踏まえた方向性を示した内容については、一覧表のような形に我々のほうで取りまとめする考えであり、そういう一覧表のようなものを、評価結果をとりまとめたら、議会のほうに、委員会のほうにも御報告をさせていただき、当然その施設が例えば廃止になるというようなものが出てきた場合には、市民生活にも大きな影響が出るので、その一覧表の状態でもパブリックコメントはまずはかけていくという形になると思う。その後、そのパブリックコメントだとか委員会の意見等を踏まえ、最終的な形にして、この基本方針に基づいた評価が決定した後に、今度、7ページに記載している、「また」以下の部分、各部局において実施計画に盛り込むかどうか、ないしは個別の計画をつくり上げて、その計画に基づいて数を増やしていくとか、少なくしていくとか、ないしは廃止していくというものを各部局のほうで十分検討いただき、そのいただいた内容を、また同様にパブリックコメントだとか、中には市民への説明だとか、市政はこだてへの情報提供だとか、ホームページ上での、こういう考え方をつくりましたというようなものを示しながら、市民にも丁寧に説明していきながら、理解を求めるといふか、理解していただくような形のことは進めていくという流れになるというふうに思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ そのパブリックコメント等の中身が若干わかりつつあるが、今までの経過からいっても、この市民の中での意見をそれなりに集約していくということで、例えば協議会だとか、一般の市民とかいろんな人も含めて、そういうところで市民的な検討を深めて、役所側の考え方だけで進めるのではなく、そういう一定の、要するにこういう趣旨をよく理解していただいた上で、そういう市民的な声で、意見の中で反映して、判断していただくような委員会等をつくるのか、そういうことは考えられないか。

○財務部長（山田 潤一）

- ・ 紺谷委員から協議会等のお話も今、承っているが、基本的に219施設、少ない数ではない。先ほどから紺谷委員も御指摘のとおり、その施設の目的、あるいはその利用状況、施設の規模等々、かなり大きいものから小さいもの、あるいは利用範囲が広いもの、狭いものということで、非常にトータルの219施設を一つのテーブルの上で議論するというのが、方向性としてはそういう方向性を見出すことは可能なかもしれないが、個々219の施設を全体のテーブルの上で議論するというのがなかなか面倒なところもあり、機能、あるいは施設の規模等を含め、やはり最終的には個々一つ一つ施設のものの考え方、統廃合するにしてもありますし、例えば3つのものを1つにして機能をもっと拡大していくんだとか、そういうさまざまな手法が考えられるものなので、やはり私どもとしてもそういうある程度の方向性が出た時点で、当然利用者、あるいは市民の方にも、その市民の方も、個々個別的に利用する施設とトータルの多くの市民が利用する施設等々あるので、そこはいろんな手法を駆使しながら、市民の皆様方にも御理解をいただくような形で説明をしていく必要があるんだろうなというふうに思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ やはり利用者が少ないから必要ないとかってということにもならない場合もある。やはり少なくとも

どうしても必要な施設だとかというのはあると思う。なので、そういう点では今、部長がおっしゃったとおり、やはり市民の声をどうこの施策に反映させていくかという手続きは、やはり丁寧にぜひ行ってほしいと。市役所の考え方だけで進めるということのないように、やはり市民あつての行政なので、そういう手順をきちんと踏んだ上で、特にものによっていろいろ違うと思うので、そういう手続きが本当に必要な施設も出てくると思う。なので、その辺は丁寧にやっていただくということを要請して、これで終わる。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ ほかに発言ないか。（発言なし）
- ・ 発言集結宣告
- ・ ここで理事者は退室願う。

（財務部退室）

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 本件に関わり、各委員からほかに何か発言はあるか。（発言なし）
- ・ 議題終結宣告

3 その他

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 私から1点、当委員会の所管事務調査事件について皆様に相談させていただく。先に行われた中間改選により、当委員会も新たな委員構成となったが、正副としては、今後の委員会活動の中で所管事務調査を効果的かつ効率的に行っていきたいと考えている。ついては、委員会の調査事件として取り上げる項目について、各委員から何か提案があれば、調査の趣旨、目的も含め、ここで発言をお願いしたい。

○阿部 善一委員

- ・ 皆さん御承知のように地方自治法が改正になり、義務づけが撤廃され、そしてその一部の中に基本構想の議決がなくなった。議決事項でなくてもいい。してもいいし、しなくてもいい。函館市の場合は、だから基本構想は議決はしてないと思う。ただ、ここに書いてあるように、計画、あるいはマスタープラン、これについてはまちづくりを進めていくということで既に製本化されたものが各委員に配られている。これは総務の委員会として一度さらう必要があるのではないのかなというふうに思うが、やると相当時間もかかるが。ただ議員に配付だけでいいものなのかどうかということが、ちょっと気になっている。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ ただいま阿部委員のほうから、基本構想の件について調査事件としてはどうかの御提案があったが、各委員、いかがか。

○金澤 浩幸委員

- ・ 総合計画を掘り下げていくのか。

○阿部 善一委員

- ・ いや、掘り下げるといっているのではなく、今までは議決事項だったので、それに基づいて議決をしてきた。それに基づいて都市計画マスタープランとかというのはつくられてきた。だけど、今までその基本構想を議決していない、新しいやつは。

○議会事務局議事調査課主査（川崎 耕太）

- ・ 最新の基本構想の時点は議決が必要だったので、議決をとっている。それで、その基本構想の期間中で、地方自治法で議決が不必要というか、そこの項目がなくなったので、次の計画、そこについては極端に言えば基本構想をつくらなくてもいい規定になっているので、そこは長の判断ということになる。

○金澤 浩幸委員

- ・ 一般質問で聞いたときに、理事者側はつくるって言っていた。それがいつつくられるのか。前のがいつだったのか。次の構想が余りにも先なのに、それを今この2年間でやってもどうなのかなというものもある。

○阿部 善一委員

- ・ そう。年代が合えばそうだが、合わなければ、やったって意味がない。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 今、ちょっと調べたが、今の計画期間というのは19年から28年度までの10カ年と。義務化の廃止は23年5月に法改正されている。理事者側としては、24年9月の定例会で、一般質問により総合計画はつくりたいと、こういうような答弁をしていると。基本構想については議決を得て定めるのが望ましいと、こういうような答弁をしていると、発言をしているということです。

○阿部 善一委員

- ・ 基本構想、議決いつだって。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ その前でしょ。

○小野沢 猛史委員

- ・ 合併建設計画、16年の合併から10年たつ。先だっても本会議で答弁があったが、合併特例債、平成31年まで延長になったが、黙って延長になったわけではなく、合併建設計画の延長を議決すれば、さらに使えるということである。なので、合併建設計画をどうするかという議論は必要になってくると。来年という期限が、今年度か、「26年度まで」の声あり）16年に合併したから、「27年の3月まで」の声あり）16年の、あれいつつくったっけ、「合併は平成16年12月1日」の声あり）1日だよ。そのときには合併建設計画はもう議決してるよね。「議決してる」の声あり）そうすると、10年間だっけ、あれ。「10年」の声あり）10年というのと、「27年3月まで」の声あり）どっちにしても、そんなにそんなに先の話でないの、その後のことも含めて、建設計画をどうするかということ、あわせて委員会として調査したほうがいいのではないのかなと思うんが、いかがか。

○阿部 善一委員

- ・ 建設計画の、まず総括しなくてはいけない。で、必要かどうかというのを、さらにその上に立って、必要かという議論をしなければならないのではないかな。

○浜野 幸子委員

- ・ 全て合併特例債を使う使うって、ね。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 阿部委員の言っている基本構想についての件については、まだちょっと早いということで、そういう結論でよいか。（異議なし）
- ・ 小野沢委員の御意見で、合併建設計画の調査ということで、皆さん、どうか。取り扱うということでよいか。（異議なし）
- ・ それでは、本件については委員会の閉会中の継続調査事件とすることでよいか。（異議なし）
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほど小野沢委員から発言のありました調査の趣旨、目的を踏まえた理由をもって議長に申し出たいと思っている。これに異議ないか。（異議なし）

○金澤 浩幸委員

- ・ 委員長、公共施設のあり方については。

○阿部 善一委員

- ・ これも調査事件じゃないの。

○金澤 浩幸委員

- ・ まだ決めてないから、これをどうするか。だから、調査案件にして、秋口にまた出てくるのを、もう一回、委員会でやるのか、それとも出てくるたびごとに協議会でやるのか、これを決めないと。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ まだ、その途中だと思う。なので、出てから、9月でも、もしできたら。
- ・ それでは、小野沢委員から発言のあった件について、皆さん、異議ないか。（異議なし）
- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（発言なし）
- ・ 散会宣告

午後0時55分散会